

1 社会変化とプラン改定の必要性

(1) プラン策定の趣旨

本市では、近年、他市と同様に、市民の多様化が進んでいます。

平成元年(1989年)に1,360人だった外国籍市民数は、令和元年(2019年)12月には7,006人、そして令和7年(2025年)12月には10,082人、本市の総人口に占める割合も2.95%となりました。国籍・地域別に見ても92と、多様な背景を持つ市民が越谷市で暮らしています。

越谷市では、令和2年(2020年)度からこれまで、「越谷市多文化共生推進プラン」(以下、第1次プラン)をもとに市役所での多言語対応や多文化共生推進事業等、さまざまな取組を行ってまいりました。令和7年(2025年)度に現行プランの計画期間満了を迎えるにあたり、以下の目的から「第2次越谷市多文化共生推進プラン」を策定いたしました。

- これまでの取組の見直し
 - 現在の社会情勢の考慮
 - 越谷市の現状、市民の声の反映
- ➡ 相互理解のもと、誰もが安心・安全に暮らす共生社会の実現

(2) プラン策定の意義

① すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり

多文化共生の推進は、すべての市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを目指すためのものです。越谷市民の国籍・文化的背景は、年々多様化しています。本プランを元に施策を推進し、すべての市民が平等に情報を受け取り、ルールを守り、互いを理解し合う環境をつくることで、安心・安全な暮らしの推進につながります。

② 持続可能な社会の実現

2015年、国連サミットで制定された、SDGs(17のゴール・169のターゲット)では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を2030年までに実現することを目的としています。本市でも各ゴールが達成できるよう、施策を展開するものとしており、本プランを策定することは、国際的に求められているすべての人が包摂され、持続可能な社会を目指すことにつながります。

③ 人権の尊重

多文化共生の推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」などにおける人権尊重の趣旨にも合致します。国籍や民族などのちがいを越え、市民一人ひとりが人間として尊重されることにより、本市の人権施策推進方針に掲げる「互いに認め合い人権を尊重する社会」の実現につながります。

用語の定義

◆ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(総務省多文化共生の推進に関する研究会報告書 2006年3月)

◆ 外国籍市民

日本国籍以外の国籍を有する者、無国籍の者及び国籍が不明の市民

◆ 外国人市民

外国籍市民及び、日本国籍を有し外国に文化的背景などのルーツを持つ市民

◆ 日本語指導を必要とする児童生徒

①日本語で日常会話が十分にできない者及び ②日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者で、日本語指導が必要な児童生徒

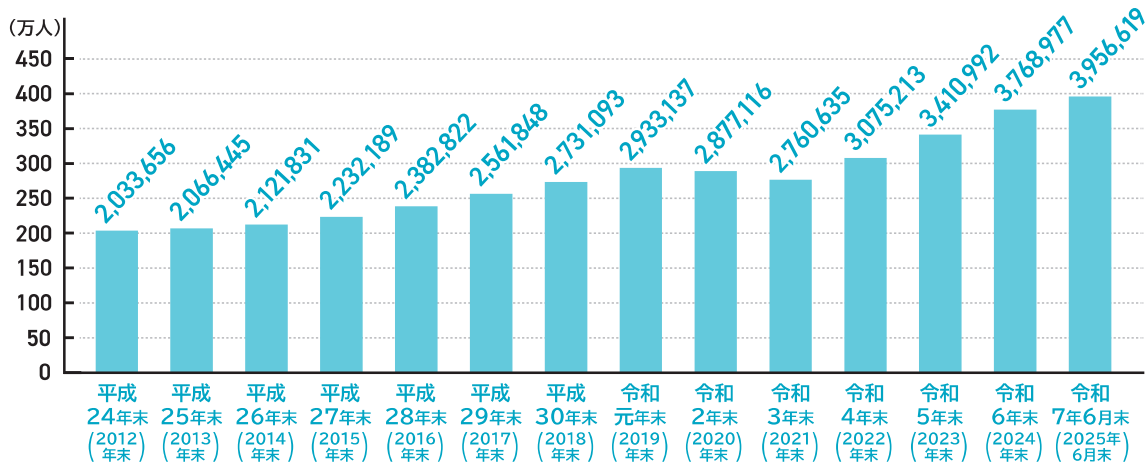


2 多文化共生をめぐる動向

(1) 国の動き

日本に中長期的に滞在する在留外国人数は、増加傾向が続いています。令和7年(2025年)6月現在、約395万人、総人口に占める割合は約3.2%と過去最多となっています。平成30年(2018年)と比較すると、住民数が122万人増、割合は1.1ポイント上昇と、近年の増加率が高いことがわかります。

在留外国人数の推移(全国)



一方で、少子高齢化の進展により、日本における15歳から64歳までの生産年齢人口は年々減少しています。これまでの経済規模を維持するためには、日本は近い将来、深刻な労働力不足に直面することになります。こうした事態に対応するため、国は出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」)を改正し、さまざまな外国人労働者を受け入れてきました。令和6年(2024年)の改正では、今後「技能実習」の在留資格が廃止され、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的として「育成就労」の在留資格が創設される方針が定められました。今後、さらなる外国人労働者の増加が見込まれています。

こうした背景を受けて、国は地方公共団体による多文化共生施策の推進を後押ししています。令和2年(2020年)には、全国の地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」が14年ぶりに改定されました。

令和6年(2024年)4月現在、「多文化共生の推進に係る指針・計画」を策定している市の割合は79%(772市中611市)を占めています。自治体における多文化共生の推進は、全国的にも一般的な取組となりつつあります。

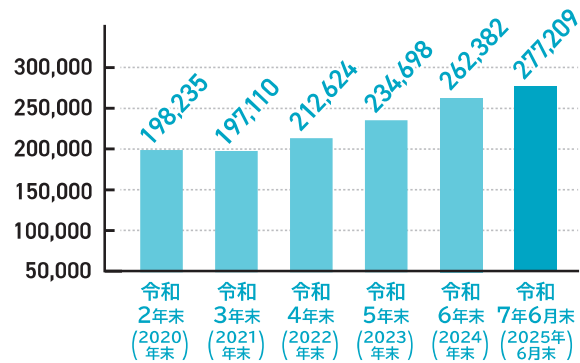
総務省「地域における多文化共生推進プラン」 改定のポイント

- 1 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築**
ポストコロナ時代の「新たな日常」、ICTの積極的な活用、日本語教育の推進、緊急時情報発信・相談対応の体制を整備
- 2 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献**
地域の魅力発信、留学生の地域における就職促進
- 3 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保**
外国人住民の主体的な自治会活動・防災活動・他の外国人支援などの担い手となる取組を促進
- 4 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現**

(2) 県の動き

埼玉県の内留外国人数は、令和7年(2025年)6月現在、約28万人と全国では第5位、総人口に占める割合は約3.6%となっています。平成30年(2018年)と比較すると、住民数が8万人増、総人口に占める割合は1.1ポイント上昇と、大きく増加していることがわかります。

在留外国人数の推移(埼玉県)



こうした背景を受けて、埼玉県では令和4年(2022年)、「埼玉県多文化共生推進プラン(令和4年度～令和8年度)」を策定しました。計画の目標として「日本人住民、外国人住民が共に日本一暮らしやすいSAITAMAづくり」が掲げられ、多言語での情報提供や、外国人住民の地域参画支援、相互理解の促進などがポイントとして記されています。



埼玉県多文化共生推進プランの概要

計画の目標

日本人住民、外国人住民が共に日本一暮らしやすいSAITAMAづくり

計画の主なポイント

- 1 多言語での情報提供や日本語学習の支援などによる誰もが暮らしやすい地域づくりの推進
- 2 外国人住民の意見を施策に反映させる機会を設けるなど地域社会への参画支援と外国人住民が活躍できる地域づくりの推進
- 3 やさしい日本語の普及などによる相互理解の促進と日本人住民と外国人住民が協働する活動の推進

計画の指標(令和8年度末まで)

多文化共生を推進する人材の育成数 5,000人

施策の展開(3つの主要施策、10の取組)

主要施策	取組
1 誰もが暮らしやすい地域づくり	(1) 地域で暮らすための情報提供 (2) 日本語教育の推進 (3) 外国人児童生徒への教育支援 (4) 安心・安全な暮らしの確保
2 外国人が活躍できる地域づくり	(1) 外国人住民の社会参画支援 (2) 多文化共生の場づくり (3) 外国人住民が担う地域活性化の推進
3 認め合い共に生きる地域づくり	(1) 多文化共生の理解促進 (2) 多文化共生の場づくり(再掲) (3) 共に県民の一人として協働する活動の促進

(3) 越谷市の動き

令和2年(2020年)度に制定した第1次プランでは、以下の基本理念・基本目標を掲げました。

- 基本理念

互いにちがいを尊重し、多様性を育む多文化共生のまちづくり

- 基本目標

基本目標 1 コミュニケーションでつながり合うまちづくり

基本目標 2 すべての市民が安全・安心に生活できるまちづくり

基本目標 3 多様性を活かした魅力的なまちづくり

基本目標 4 国際交流を推進するまちづくり

第1次プランにおいては、「ちがいを尊重する」ことに重きを置き、市民同士の相互理解を促進し、多様な市民が暮らしやすいまちづくりを進めてきました。

第1次プラン制定から6年。越谷市にはさらに多くの人に移り住み、多様化が進みました。第2次プランの制定にあたり、第2章では多様性にまつわる越谷市の現状を改めて整理します。

3 プランの位置づけと計画期間

(1) プランの位置づけ

本プランは、「第5次越谷市総合振興計画」で掲げた目標①「多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり」を推進するため、その内容をより具体的かつ体系的に整理した分野別計画として位置づけます。

また、令和2年(2020年)に総務省が改定した「地域における多文化共生推進プラン」及び「埼玉県多文化共生推進プラン」の内容とも整合を図り、本市独自の現状や課題を反映したものとします。

(2) プランの期間

本プランの計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5か年計画とします。ただし、社会経済情勢や市民意識の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

